・ ・ 表「２の⑦」）
・ ・ 表「２の⑧」）
・ ・ 表「２の⑨」）
・ ・ 表「２の⑩」）

に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除）、」を「特別控除）又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の13第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「別表六の二（二十五）「７」又は別表六の二（二十五）付表「２」」を「別表六の二（三）「７」又は別表六の二（三）付表「２」」に改め、同表を別表六の11(十三)とする。

別表六の11(十)付表を別表六の11(十一)付表とする。

別表六の11(十)の表中

取得価額の合計額 （別表六の二（十）付表「９」の合計）	を	取得価額の合計額 （別表六の二（十二）付表「９」の合計）	に、	個別帰属額基準額の残額 ((13)又は((13)－(8)))－（別表六の二（十八）「８」）－（別表六の二（十九）「９」）	を	個別 ((13)又は 」）－（別	
帰属額基準額の残額 ((13)－(8)))－（別表六の二（二十）「８ 表六の二（二十一）「９」）	に、	連結所得の金額 （別表四の二「56の①」）	を	連結所得の金額 （別表四の二「54の①」）	に、	調整前連 （別表一の二（一）「２」、別表一 表一の二（三）「２」）	
結税額 の二（二）「２」又は別	を	調整前連結税額 （別表一の二「２」）	に、	調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十五）「７の⑦」）	を	調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（三）「７の⑨」）	

に、	総調整前連結税額基準額の残額 ((28)又は((28)－(25)))－（別表六の二（十八）「25」）－（別表六の二（十九）「26」）	を	総調整前連結税額基準額の残額 ((28)又は((28)－(25)))－（別表六の二（二十）「25」）－（別表六の二（二十一）「26」）	に、	・ ・ （別表六の二（二十五）付表「２の①」） ・ ・ （別表六の二（二十五）付表「２の②」）	を	・ ・ （別表六の二（三）付表「２の④」） ・ ・ （別表六の二（三）付表「２の⑤」）

に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「別表六の二（二十五）「７」又は別表六の二（二十五）付表「２」」を「別表六の二（三）「７」又は別表六の二（三）付表「２」」に改め、同表を別表六の11(十一)とする。

別表六の11(九)付表の記載要領第11号を削り、同第12号を同第11号とし、同表を別表六の11(十一)付表とする。

別表六の11(九)の表中

取得価額の合計額 （別表六の二（九）付表「10」の合計）	を	取得価額の合計額 （別表六の二（十一）付表「10」の合計）	に、	連結所得の金額 （別表四の二「56の①」）	を	連 	